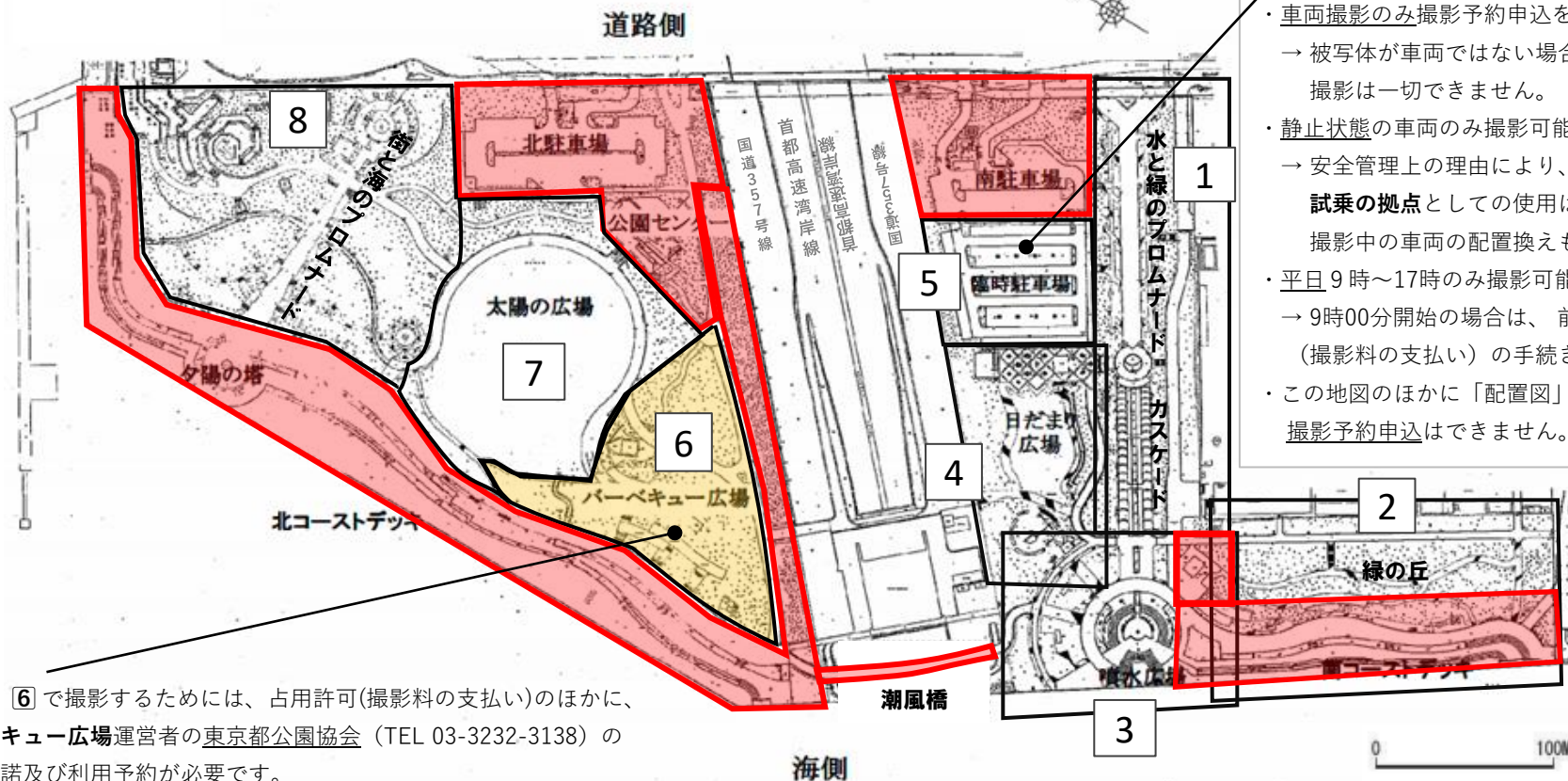


※ お申込み前に必ず『**撮影許可・申請手続きのご案内**』及び『**潮風・台場公園撮影許可基準及び注意事項**』をお読みください

# 都立潮風公園

2024(令和5)年4月16日更新



**【エリア⑤（緑化舗装区画）の撮影許可条件】**

- ・車両撮影のみ撮影予約申込を受付します。  
→ 被写体が車両ではない場合、エリア5における撮影は一切できません。
- ・静止状態の車両のみ撮影可能です。  
→ 安全管理上の理由により、**走行シーンの撮影や試乗の拠点**としての使用は一切できません。  
撮影中の車両の配置換えも原則1回とします。
- ・平日9時～17時のみ撮影可能です。  
→ 9時00分開始の場合は、前日までに許可申請（撮影料の支払い）の手続きが必要です。
- ・この地図のほかに「配置図」の添付が無い場合、**撮影予約申込はできません。**

エリア⑥で撮影するためには、占有許可(撮影料の支払い)のほかに、バーベキュー広場運営者の東京都公園協会 (TEL 03-3232-3138) の撮影許諾及び利用予約が必要です。

## 撮影禁止エリア

- ・網掛け（赤色）の部分
- ・カスケード
- ・バーベキュー広場 ※条件付きで撮影可能
- ・駐車場 ※臨時駐車場のみ条件付きで撮影可能
- ・トイレ及びその周辺
- ・休憩所（レストハウスなど）、ベンチ、電話ボックス
- ・水域
- ・その他、危険と判断した場所

**【記載必須】** 撮影の使用面積をご記入ください。

$$\boxed{\phantom{m^2}} = \boxed{\phantom{m}} \times \boxed{\phantom{m}}$$